

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
													団体名
29	B	地方に対する規制緩和	産業振興	小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈の明確化等により、地方の特色を生かした市場運営を可能とすること。	場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の実情を踏まえた弾力的な運用が可能であることを明確化していただきたい。	【提案の背景】 産地の集約化や流通インフラの発達により、市場取扱量が年々減少している。要因は人口の減少や市場外流通の増加もあるが、地方卸売市場はこれに加えて小売業が大規模化し、地方の一般小売店の減少や大規模な取引が可能で中央卸売市場に代表される大規模市場への取引に集約化しているため、地方卸売市場の取引が減少する一方となっている。 買受人数が増加し市場内が活性化するため新たなサービス業等の潜在的な買受人へのPRを行う必要がある。中央卸売市場に比べ知名度に劣る地方卸売市場が地域に根付いたその存在の認識を得ることがPRに繋がる。 また、市民への地方卸売市場への理解度は知名度に比例し、中央卸売市場への理解度と大きく開きがあるため、中央卸売市場と同様なイベント等による一般開放では理解醸成も促進されていない。 【支障事例】 一宮地方総合卸売市場は、現在、市民向けの一般開放を月1回実施し、今年で20年目を迎えており、市民からも好評を得ている。 一方で、本来の市場の利用者である買受人は減少し続け、平成10年度と比較して半数以下になっており、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。 そのような中で、地元JAが市場内に既存関連事業者を集約した新規仲卸棟を計画し、仲卸とともに市民向けの小売も行いたい意向を示したが、所管庁である愛知県へ相談した際に、卸売市場法第2条第2項の規定により「卸売市場とは卸売のために開設される市場」とされており、仲卸業者等による恒常的な小売活動は都道府県毎に弾力的に運用が図れるものではない、との見解が愛知県より示されたため、計画が頓挫している状況である。 本市としては、中央卸売市場に比べ、商品の量や施設規模も小さい地方卸売市場においては、例えば一般市民の入場時間帯や入場禁止箇所を設けることで安全面、衛生面等への懸念は解消されると考えており、各都道府県で地方卸売市場における弾力的運用が可能であることが示されることにより、地方の特色を生かした市場運営が可能になると考えている。	○地方卸売市場の運営を都道府県毎に判断可能であることが明確になることで、都道府県が個々の実情に合わせて、地方卸売市場の活性化策が講じられる。具体的には、流通インフラ等の進歩により取扱高が大規模卸売市場へ集約化され取扱高が減少している地方卸売市場で恒常的に小売を行うことで中央卸売市場との差別化が図られ、仲卸業者や関連事業者の卸売業以外での収入源が見込まれる。また潜在的買受人が気軽に購入する機会が創られることで、立地的アドバンテージにより一般小売店に代わる飲食店等のサービス業の買受人の増加による市場の安定経営と波及効果として中心市街地の活性化が図られる。 ○小量の取引が活性化することで、小規模農家の販売先を確保し、営農意欲を刺激し耕作放棄地化を未然に防ぐことができる。 ○中央卸売市場と違い一般市民の理解が得られにくい地方卸売市場を役割が利用することで直接的に一般市民の理解が促進できる。	卸売市場法第2条第2項	農林水産省	一宮市	別紙あり	豊田市	○当市場においても飲食店の時間帯による一般開放を提案したところ、同様の指導があり、認められていない。時代の流れで、中小小売りの減少による利用者減により空き店舗が増加している。
32	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し	農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の変更において、農家住宅、農家後継者住宅の設置に伴う変更については「軽微な変更」(政令第10条第1項)としていただきたい。	農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近くの期間を要している。 本市では新規就農者が多い(年間50名程度)が、新規就農者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられる状況である。	変更手続きの迅速化により、新規就農者等の営農条件の改善等に資する。	○農業振興地域の整備に関する法律第13条 ○同法施行令第10条	農林水産省	神戸市(共同提案) 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	吉田町、亀岡市、宇和島市	○農業関係の会社が新規参入するに当たり、農業振興地域内に事務所の設置を希望したが、長期間の手続きを要することを懸念し、事業開始への影響から、近隣の除外地を含めて検討することとなった事例があった。農業後継者の減少に伴う荒廃地の増加に対応するためにも、個人・法人問わず、農業後継者、新規参入者がスムーズに営農体制を確立できることが望まれる。 ○農家住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議・同意や計画の案の縦覧が必要であり、その後の農地転用手続き等を含めると、手続き完了までに1年近くの期間を要している。 本市でも新規就農者や農家後継者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながら通い営農を強いられ、Uターンが円滑に進まない状況がある。	
46	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化	4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。具体的には、農地法第5条許可を要しない場合を規定する農地法施行規則第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。	【現状】 ○鹿児島県種子島に所在するJAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う爆風等に対応する保安用地とするため、JAXAは平成4年度から土地の買収を進めている。 ○全体の土地取得計画のうち、農地については約28.2haを取得する計画となっており、平成28年度末時点で15.6haを取得済み。 【支障事例】 ○平成17年度以降は農地の累計取得面積が4haを超えたことから、それ以降に農地を新たに取得する場合、その面積の多寡に関わらず、取得する毎に大臣許可(平成28年度からは大臣への協議)を得ている状況。 ○当初の計画に基づく農地取得のため、国との協議についても事実上形骸化している。 ○公共性が高く、かつ当初の保安用地取得計画に沿って土地取得を進めているにも関わらず、今後も計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を断続的に行っていく必要があると予想される。	【効果】 協議の簡略化により、行政の効率化が図られる。	農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号)	農林水産省	九州地方知事会	鹿児島県提案分 地方創生	高松市	—
63	A	権限移譲	農業・農地	農地集積・集約化等対策費に係る繰越等の手続きに関する事務の都道府県知事への委任	農地集積・集約化等対策費のうち農地耕作条件改善事業にかかる財政法第43条第1項に規定する繰越の手続き及び同法第43条の3に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の負担に関する事務について、都道府県知事へ委任していただきたい。	本県が実施している農林水産省の農業農村整備関係の補助事業にかかる繰越等の事務は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て知事に委任されている。 農地集積・集約化等対策費については、委任がなされていないため、県と東海財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたって当該事業のみ別途東海財務局に申請を行っている。 これによって、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が東海財務局と東海農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。	繰越事務について県が一括で取りまとめて行うことができ、東海農政局及び県の事務負担が軽減し、事務の効率化が図られる。 また手続きに要する期間についても、東海農政局の経由を必要としなくなることから一定期間短縮が可能となる。	・会計法第48条 ・予算決算及び会計令第140条第3項	農林水産省	愛知県	埼玉県、徳島県、愛媛県、佐賀県、宮崎県	○農地集積・集約化等対策費については、県知事への繰越事務委任がなされていないため、県と四国財務局が直接やりとりをすることができず、繰越事務を進めるにあたっては、中国四国農政局に申請を行うことになる。これによって、他の補助金事業と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が四国財務局と中国四国農政局に分かれるなど、事務が煩雑となることが予想される。 ○本県では、農地耕作条件改善事業は平成28年度まで国から事業主体への直接補助で実施していたため、県は繰越事務に携わっていなかった。しかし、平成29年度から県を経由する間接補助で実施することとなり繰越事務についても県を経由することとなる。このため、他の農業農村整備事業(補助事業)と同様に財務局へ申請が行えるよう、都道府県知事へ事務を委任していただきたい。 ○繰越事務については、農地集積・集約化等対策費のみ知事に事務委任されていないため、本県においても東海財務局と直接やりとりをすることができず、別途東海農政局に申請を行っている。このため、他の補助金と同様の繰越し手続きにも関わらず、申請先が東海財務局と東海農政局に分かれるなど、事務が煩雑になっている。また、農政局経由となることで、事務処理期間にもタイムラグが生じている。 ○農地集積・集約化対策費に係る繰越手続きについては、九州農政局を経由することから事務委任されている農業農村整備事業と比べて手続き期間を要している状況で、補正予算時などは、先ずは繰越手続きで適正な工期を確保した後に補助金申請を行う必要があることから、補助金申請手続きも遅くなり、事業の着手にも影響している。	

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>				
	区分	分野									団体名	支障事例			
													団体名	支障事例	
66	A	権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかと経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。 【参考】 ■経営力向上計画 人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画) ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 【移譲に際しての懸念と対応策】 経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考え。 【参考】 ■認定件数(H28.7～H29.2) 全国 16,146件 (経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167 等) うち広島県 419件	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県						
82	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金等における配分額の算出方法の明示	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、交付金を配分した後に、当該配分額の算出方法を明示する。 強い農業づくり交付金等について交付決定された額が、当県において、既に示されている算定基準に基づいて算定した額より少なかったため、東北農政局に確認したが、具体的な算出根拠は示されなかった。県としては、配分された額の算出根拠が分からないため、各事業者に対する助成金の配分の基準の作成及び減額される事業者に対する説明に大変苦慮することとなった。 そこで、農林水産省に照会したところ、明示されていない条件により算定していることが判明した。 交付金額の多寡は事業を大きく左右するため、減額する率の算定方法等について明示される必要がある。 《明示されていない条件の例》 評価結果の配分額への反映について、達成率の平均値を算出する際には、100%を超える達成率の場合には、100%にすること等。	交付金の配分額の算定基準を示していただくことで、都道府県による助成金の配分や減額等の説明等を効率的に行うことができるようになり、行政の効率化に資するとともに利用者にとっても満足度の高い制度となる。		農林水産省	宮城県		福島県、石川県、京都府、宇和島市、沖縄県	〇強い農業づくり交付金においては配分額だけが示され、その算定過程は示されない。交付決定時に、配分額と算定過程が併せて明示されていれば、減額配分となった場合、事業実施主体や地元市町村に対して理由を示したうえで説明を行うことが容易であると考え。 〇強い農業づくり交付金について、評価結果の配分額への反映に関する算定根拠が明らかになっていないため、割当額が推測していた減額率以上に配分があり、また、ペナルティは配分する事業実施主体に起因するものではなかったことから、その後の配分作業や減額等の説明に苦慮することとなった。評価結果の反映の算定基準を明らかにしていただくことで、配分作業や減額等の説明が効率的に行うことができる。			
83	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	強い農業づくり交付金等における前々年度の不用額の配分額への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外	強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業について、前々年度の不用額の算出に、入札請差が含まれるが、不用額の算出に当たっては、入札請差を除外する。 強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札に付すものとされており、一般競争入札の結果生じた請差は変更交付申請により国庫に返還しているにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額に入札請差が含まれている。一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、事業主体からの指摘が多くなされており本県としては、説明に大変苦慮している。	ペナルティ規定の合理化によって、適正にインセンティブが働き、農業経営の効率化につながる。また、都道府県による助成金の配分や減額等の説明等を効率的に行うことができるようになり、行政の効率化に資するとともに利用者にとっても満足度の高い制度となる。		農林水産省	宮城県		福島県、栃木県、石川県、京都府、奈良県、宇和島市、佐賀県	〇入札によって生じた差額が、翌々年度のペナルティとなって配分額の減額に反映されてしまうことは、事業実施主体の事業費削減の努力に対して非合理的な取扱いであり、本県もこれにより減額配分を受けたことがある。 〇当県においても、一般競争入札により事業費の削減を図っているところであるが、一般競争入札の結果生じた請差のため、ペナルティとして配分額が減額されている。 〇現ペナルティ規定によって、農業経営の効率化が図られているとはあまり思えない。なお、当該交付金事業については、手続きが煩雑であることから、事業の継続を断念する事例が現実的には多い。 〇強い農業づくり交付金等については、要望時から適正な要望額になるよう事業実施主体に対し指導を行っているところであり、結果として入札残が生じた場合、多くの不用額を出した事業実施主体に対するペナルティではないこともあり、配分作業や減額等の説明の際に理解が得にくい。ペナルティ規定の合理化により、配分作業や減額等の説明が効率的に行うことができる。農畜産物輸出拡大施設整備事業費の配分額において「前々年度の不用額の配分額への反映」の規定により、入札請差が含まれている不用額を基に計算されたペナルティにより減額された。一般競争入札により事業費の削減を行い、変更交付申請の事務手続を行っているにもかかわらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されることは、非合理である。不用額の算出には、入札請差を除外することを求める。 〇一般競争入札により事業費の削減を図っているにも関わらず、後々のペナルティとなって配分額が減額されるという非合理的な取扱いであるため、不用額の算出に当たっては、入札請差を除外していただきたい。			
84	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省が所管する補助金等の申請手続きの早期開始について	強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業(のうち整備事業)、東日本大震災農業生産対策交付金等農林水産省所管の補助金等については、国から県への割当内示後45日以内に国に対し交付申請を行わなければならないが、割当内示から交付申請までの間に国との事前協議や計画申請・承認手続きなど限られた時間で煩雑な事務を行う必要がある。 強い農業づくり交付金を例に示すと、割当て内示後に、 ①実施計画の事前協議(実施主体、市町村、県、農政局)2週間程度 ②事業計画の妥当性等協議(県、農政局)1週間程度 ③計画承認・内示(実施主体、市町村、県) ④交付申請(実施主体、市町村、県、農政局) ※①と②の手続き終了後に公文書による手続きである③と④の事務を行っている。 しかし、現行の制度では、それらの事務を45日(土日祝日を含む)以内で実施しなければならず、短時間で事務量が膨大となっている。また、申請者から国に関係書類が提出されるまでに市町村及び都道府県を経由することになり、事務スケジュールが例年厳しいものとなっている。 申請期間内に速やかに事務処理を完了させられるよう、事前協議等を内示前にも可能となるようにしていただきたい。	必要な書類の準備期間の確保によって、確認作業等の精度向上が図られ、事務作業の円滑化、効率化に繋がる。	農林水産省大臣官房経理課「補助金等・委託費交付事務の取扱いについて」の一部改正について	農林水産省	宮城県		福島県、栃木県、滋賀県、宇和島市、熊本市	〇配分額が減額となった場合には、事業実施主体や地元市町村と再協議を行い、事業実施の可否や事業内容について再度調整を行う必要があるため、交付申請までの期間については、弾力的な対応が望ましい。 〇本市においても強い農業づくり交付金に取組んでいるが、国から県への割当内示後45日以内(土日祝日を含む)に計画承認申請や交付申請、さらに事業主体においては一般競争入札の公告や入札等を実施しなければならず、短時間で膨大な事務量となっていることから、45日間については少なくとも「土日祝日を含まない期間」となるよう県を通じ要望しているところ。 〇割当内示後45日以内の交付申請手続については、毎年限られた日数の中で多くの作業を行わなければならない。厳しいスケジュールとなっている。計画の事前協議を内示前に行うことが可能となれば、各機関における事務手続の効率化や事業実施の円滑化につながる。 〇本市においても、予算計上時期に関して、提案団体における支障事例と同様に、財政部局との折衝に苦慮しているところである。また、事業の実施に当たっては、事業計画認可、予算措置・執行、現実の作業を踏まえたスケジュールの整合性ばかりに気を取られている状況にあり、手続きに係るスケジュールの見直し、手続きの簡略化について検討をお願いしたい。 〇強い農業づくり交付金および産地パワーアップ事業(整備事業)に関して、本県も宮城県と同様、事前協議等に日数を要している。については、「補助金額の配分(内報)」→「妥当性協議」→「内示」→「交付申請」という形の事務手続きに変更していただきたい。 〇提案県と同様の状況である。事業、年度により差はあるが、特に事業件数が多い場合は、事務スケジュールが厳しい状況となっている。 〇平成29年度事業において、同一市町村、同一事業主体からの2事業の計画申請が上がり、事業主体等が地元調整に時間を要したため、定められた期間内に近畿農政局との事業計画の妥当性の協議を終えることができず、近畿農政局に交付申請の遅延届けを提出せざるをえなかった。			

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
87	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	甲種農地の転用等の許可に係る土地収用法関連要件の緩和	甲種農地に係る転用等の許可について、現行、土地収用法第26条第1項の規定による告示が要件とされているが、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に係る転用等については、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要としていただきたい。	本県において施行する都市公園(広域防災拠点)整備に伴い、貨物駅の移転が必要となっているが、当該貨物駅の移転予定地が甲種農地となっている。これまでの説明会において、当該甲種農地の提供に反対する土地所有者は、おらず、取得自体は円滑に行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地収用法第26条第1項の規定に基づく事業認定の告示が必要となる。そのため、土地収用法に基づく事業認定について、東北地方整備局に相談を行ったが、地方整備局からは反対者がいない場合の事業認定はできない旨の意見があった。すなわち、現行制度では、事業への反対者がいない場合は、結果的に甲種農地の転用許可ができないという制度の欠陥があるため、事業の円滑な実施に支障をきたしている。	反対者等の存在により強制収用が必要な場合のみ農地転用可能という状態が解消され、事業の公益性によって農地転用の可否を判断できるようになるため、円滑な事業の推進を図ることができる。	農地法第4条第2項、第5条第2項 農地法施行規則第37条 土地収用法第20条、第26条第1項	農林水産省、国土交通省	宮城県、広島県		福井県、高松市	○当市においては今のところ支障事例は生じていないが、提案団体の具体的な支障事例にあるとおり、制度の欠陥という指摘に同感である。農地法施行規則第37条第1項第1号に規定する「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」を甲種農地にも適用できるようにすることで、公益性の高い事業を円滑に推進することが可能となり、賛成である。
110	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	漁港施設用地等利用計画の変更手続の簡素化	漁港施設を当初目的とは異なる目的の用に供する場合には利用計画変更を行わなければならないが、その手続の際に求められる書類について、提出書類あるいは記載対象を用途変更に係るものに限定するなど手続の省力化及び簡素化を求める。	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」の規定より、漁港施設用地等利用計画を変更する場合には以下の書類を添付して水産庁に届出をするものとされている。 (1) 利用計画変更説明書(別紙様式第6号) (2) 漁港施設用地等利用計画変更書(別紙様式第7号) (3) 変更後の漁港施設用地等利用計画平面図(別紙様式第4号) (4) 漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5) 漁港施設用地等所要面積積算基礎(別紙様式第8号) (6) 漁港施設設置資金計画書(別紙様式第9号) (7) 既設漁港施設の立地面積総括表(別紙様式第10号) (8) 現況写真 これら添付が求められる書類は、水域施設の増殖及び養殖用施設への変更など漁港施設の一部について目的外利用に伴い計画変更をする場合であったとしても、当初計画策定時に求められる書類とほぼ同じであり、かつ、今回の目的外利用に係る部分のみならず漁港施設全体について現行規定等に従い面積積算等をすべてやり直さなければならず、相当な手間と時間が必要とされ目的外利用による漁港施設の有効活用のネックとなっている。	漁港施設の目的外利用に係る利用計画変更の手続きが省力化及び簡素化されることで、当初計画時に想定していた以上の人口減少が進んだために利用率が低調になってしまった泊地などが、福井県が力を入れているトラウトサーモン(ニジマス)やナマコの畜養や養殖などとして有効活用しやすくなる。現在、本市において、トラウトサーモンの試験養殖に取組み、一定の成果を得ているが、冬の日本海において時化(シケ)している沖合での養殖は非常に困難な状況である。そこで、冬季の船舶を使用しない時期に、市内の4漁港内の泊地にそれぞれ10～40基(1基5メートル四方)の生簀を設置することで、漁港施設の有効活用が図られるとともに漁家所得向上が図られることとなる。	平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」 第5 漁港施設用地等利用計画の変更	農林水産省	福井市		ひたちなか市、熊本市	—
145	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続に係る規制緩和	被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請書提出期限(災害発生年の翌年1月31日)の延長を可能とすること。	農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時期に関わらず、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則」第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日までに提出することになっており、秋以降に甚大な災害が発生した場合、査定から補助率増高申請までの一連の手続きを短期間で行う必要があり、その対応に苦慮している。 平成28年8月の台風10号により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が2,000件以上に上り、300件以上の査定申請が必要になった。最終的には1月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならず、県、市町村等に多大な負担が発生した。	復旧を担当する県、市町村等への過度な負担の軽減につながる。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条	農林水産省	岩手県		福島県、浜松市、豊田市、岡山県、鳥取県、島根県、浜田市、宇和島市、熊本市、沖縄県	○本市においても、平成28年熊本地震により多大な被害が生じ、その査定が県営事業も含めて1月まで掛かった。1月末までに提出しなければならぬのは県であり、補助率増高申請を行う市町村は県に対して12月末までに提出し、確認を受ける必要があるため多大な負担となった。秋以降に災害が発生した場合は、件数にもよるが、その時点から査定のための事務を着手するため、査定決定事業費を反映させて作成する補助率増高事務は相当な負担になると思われる。 ○本市は、広大な市域面積918km ² を有し、農地も全域に点在している。大規模な自然災害が発生した場合は、申請に膨大な事務が発生し期限までに対応しきれない可能性がある。 ○被害が甚大な災害が発生した場合、限られた人数の技師職員で対応するには大きな負担がかかる。また、大規模災害時の復旧作業においては、住民への説明や迅速な対応が重要であることから、災害復旧事業に係る事務手続きに関しては簡略化の検討を十分に行っていただきたい。 ○平成27年9月の関東東北豪雨災(9月9日～11日)により、被害箇所2,313件、査定申請は170件となり、11月24日から12月17日まで査定を行った。近年、各市町村において公営共災と農地農業用施設災害の担当部署が統合されることで人員減となってきており、甚大な災害への対応に苦慮している。 ○甚大な災害発生時に起こる農業被害は、相当数になることが予想される。このような場合、その他農業以外の被害も想定され、庁内での応援体制も期待できないことから、少ない人数での復旧対応を余儀なくされるため、申請事務の期間延長や簡素化が必要と考えられる。 ○本市においても、平成25年8月の豪雨災害により、本県の農地・農業用施設については被害箇所が800件以上に上り、200件以上の査定申請が必要になった。最終的には1月末までに補助率増高申請書類を国に提出できたものの、査定対応や書類作成など一連の業務を短期間で行わなければならない。多大な負担が発生した。激甚災害の指定等の甚大な災害が発生した場合は、補助率増高申請書提出期限の延長を可能にしたいことにより、負担の軽減が図られる。 ○当県も平成28年災害では鳥取県中部地震(10月21日)で対応に苦慮した経験がある。負担軽減のため、要望を実現して欲しい。

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
191	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園開設に係る特定農地貸付事務の簡素化	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち必要とされている市町村との貸付協定の締結は概ね農業委員会の業務と重複・類似していることから貸付協定の手続きを不要とする。	市民農園開設に必要な特定農地貸付けに関する手続きは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が実施主体(以下、「実施主体」という。)となる場合、農業委員会への申請に先立ち、市町村との貸付協定の締結等を経る必要があるが、この手続きが煩雑であり、支障となっている。例として、事前の面談(協定の説明等)、正式に依頼を受ける際の面談(協定書の合意事項の本人確認)、協定の締結(協定書の最終確認)の最低3回の面談を行う必要がある。また、市民農園の開設地の環境調査(事実確認)及び農業委員会との事前協議などの内部事務の日数も協定締結まで1~1箇月程度要している。このような中で、事前の面談の際に、協定を締結する事務が手間であることを理由に開設を断念されたことが、少なくとも2件発生している。本市としては、協定の締結内容は概ね農業委員会の業務と重複・類似すると考えている。 ①、②は協定内容、⇒は農業委員会の業務(「特定農地貸付規程」の記載項目) ①特定貸付農地の適正な管理及び運営の確保に関する事項(農作物の栽培指導体制や借受者からの返還区画や空き区画の適正管理) ⇒「貸付農地の管理・運営等」、「貸付契約の解約等」、「貸付農地の返還」 ②特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項(借受者への害虫防除指導、借受者のマナー指導等、水の使用や排水) ⇒「貸付農地の管理・運営等」	実施主体と市町村との貸付協定の締結を不要とすることで、手続きが簡素化され、市民農園の開設がしやすくなり、今後が増えると思える市民農園需要に対応しやすくなると考えられる。	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条	農林水産省	京都市、鳥取県、徳島県、堺市	・本市単独で国に要望した経過あり。 【要望名】 「市民農園開設に係る特定農地貸付け事務の簡素化及び相続税納税猶予の適用について」 【要望時期】 平成28年6月27日 【要望先】 農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 都市農業室	—	—
218	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行う農産物栽培研修と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和	農業には季節性があることから、積雪期の実習が難しいなど、個々の農業者や農業協同組合等の取組みだけでは、周年に亘り、技能実習を継続することが困難となっている。 一方、黒石市では「地域担い手レベルアップ事業」により新規就農者や若手農業者を育成したり、「くろいし農産物等販売力強化補助金」により、農業者が取り組む地産品等のブランド化や新たな販路開拓を支援しており、これらの支援を受けた地域の農業者や農業協同組合等の取組みを現場として、技能実習生に生産から販売まで一連をなす効果的な研修を受けていただきたいと考えている。しかし、現行の制度では、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限定されていることから、個人である農業者と農業協同組合等が共同で行うことができず、青森県の農業分野の実習生は、農業者が行う農産物栽培研修か、農業協同組合で行う農産物選別研修のどちらかのみ、しかも、1年未満で技能実習を終えざるを得ず、技能実習の効果を十分に得ることができない状況である。	現行制度の1実施者、1作業の受け入れ体系にとられることなく、技能実習の実施期間に予定される農業者の農産物栽培研修と農業協同組合での農産物選別出荷研修の技能実習が一体的に行われるなど、相互に実習機会を融通することにより、年間を通じて効果的な農業実習が可能となる。	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律施行規則第3条	法務省、厚生労働省、農林水産省	黒石市、青森県	藤崎町、千葉県、石川県、長野県、香川県、愛媛県、宮崎市	○本県では、年間を通じ多種多様な農産物が生産され、農業協同組合ではそれぞれの地域において選果作業を行っているところ。特定の農業協同組合では、こうした現場に外国人技能実習生を受け入れているが、年間を通じた作業がなく、長くとも半年程度しか受け入れることができない状況。このため、外国人技能実習生としては、期間・内容とも限定的な研修とならざるを得ない。もし、複数の農業協同組合が連携のうえ技能実習研修生の受入が可能となれば、受入可能期間である3年間にわたって幅広い研修体系の構築が可能となり、農業協同組合と研修生相互にとってメリットがあるといえる。また一方で、外国人技能実習生の受入に当たっては、製造業での登録となっていることから、選果・調整作業のみにしか従事することができず、農作業の技能実習を行うことができない。農業者と農業協同組合が共同で技能実習を行うことができるようになれば、互いの研修場所においてより幅広い研修を行うことが可能となる。 ○本県の農業は、農地を効率的に活用し、複数の品目を同一ほ場で作付けする形態が多く、作業の一部をJA等が実施する作業支援を活用する大規模経営体も多いことから、同一の経営体では、作付けから出荷までの一連の作業を十分習得できない場合も懸念される。このため、複数の農業法人やJA等における技能実習の組合せは、技術習得に効果的であると考えられる。 ○域内のりんご移出業者が、冬期間の季節雇用で外国人の雇用を実施している例があり、冬期間の農産物選別研修と夏期における農業者の栽培研修を組み合わせる事により、りんごの生産から販売まで一連のより効果的な農業実習として実施する素地があると考える。 ○本県の高原野菜産地における外国人技能実習生の受入にあたっては、実習を行える期間が7ヶ月程度に限定されることから、1号の活動の修了をもって帰国し、2号へ移行して実習を継続する者はごく僅かである。このため、1号修了後に一時帰国する期間が数ヶ月あった場合でも、在留資格の変更要件を満たしていれば再入国を認め、2号への在留資格の変更も認めるべきであり、2号の在留期間の更新にあたっては同様に措置するべきである。また、関連する複数の職種に係る実習については、一つの監視団体の総合的な実習計画による適切な監視のもと、複数の実習実施機関で行えるようにすべきである。これにより、これまで1年以下の期間でしか行えなかった実習が複数年にわたり行えるよう改善され、確実な技術の修得が可能となる。		
237	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続きの簡素化 の見直し	「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続きの簡素化 の見直し	食育に関し、平成27年度までは、農林水産省所管の「消費安全対策交付金」のメニューの一つであったが、農林水産省の食育所管部局の変更により、「消費安全対策交付金」から、平成28年度に補助金「和食と地域食文化継承推進事業」へ、平成29年度に補助金「地域の魅力再発見食育推進補助事業」へと移管された。 本事業については、少額ノフト事業の集合体であるが、事業の実績報告を行うにあたり、金額の多寡にかかわらず、支払1件ごとに、見積合せの複数の見積書、負担行為に係る書類1式、納品書、請求書、支出命令に係る書類1式を全てコピーして提出する必要がある。これが数百件分に及ぶため、段ボール単位で疎明資料として提出しており、交付金だった頃と比較して、事務的負担が格段に多くなっている。	実績報告に係る事務の簡略化が図られることにより、行政の効率化が図られる。	地域の魅力再発見食育推進事業実施要領	農林水産省	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	川崎市、石川県、佐賀県、大分県、宮崎市、鹿児島県	○提出書類が多く、本県でも参加希望団体が事業実施をためらうケースもある。特に計画段階で見積書の提出を求められる現状を、交付申請時まで遅らせてもらいたい。実績報告についても簡素化をお願いしたい。 ○当市の場合、支払件数が具体的な支障事例のように多くはないが、事務的負担が多く感じられる。補助対象経費が限られているため、対象範囲の拡大がなされれば、より申請がしやすくなる。 ○本市においては、平成29年度に当該事業に取り組むこととしており、実績報告時において、同様のケースが想定される。 ○本県においても、具体的な支障事例と似た状況があり、28年度実績報告においては、実績書証拠書類の提出にあたり、事務的負担が非常に大きかった。(県協議会が実施主体であり、全構成団体の支出にかかる実績証拠書類であったため件数が多かったことも原因)29年度事業は、消耗品費においては、見積もり、競争原理に基づいてと記載があり、実際問題として、付箋紙1貫うにあっては、見積もりをとらねばならず、事業実施主体の市町・団体の事務量の増加、煩雑化が懸念される。見積もりをとらなければならない金額の設定等、合理性のある制度の改正が必要。	
250	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農山漁村地域整備交付金に係る交付事務を地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。	農山漁村地域整備交付金に係る交付事務を地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。	農山漁村地域整備交付金については、例年、国からの交付決定通知が6月以降となっている。交付金の制度上、交付決定前に事業着手することも可能となっているが、その時点で国費の担保が得られてはならない(交付決定前着手に対する国の但し書きも同様)。県の財務規則上も国費の裏付けの無い予算の執行は困難であり、予算の早期執行の支障となっている。 なお、農政局が交付決定権者である農業競争力強化基盤整備事業については、農山漁村地域整備交付金とほぼ同時期に交付申請を行うにも関わらず、例年、4月中に交付決定が行われているところである。	国との協議や調整にかかる事務手続きが簡素化され、効率的な事業の実施が可能となる。	農山漁村地域整備交付金交付要綱	農林水産省	千葉県	北海道、神奈川県、静岡県、浜松市、兵庫県、岡山県、愛媛県、佐賀県	○変更申請においても交付決定に1ヶ月程度を要するため、同様に早期の交付決定をお願いしたい。 ○早期着工を必要とする事業に対応するため、提案にあるような交付決定手続の簡素化について検討いただきたい。 ○交付決定が遅延しているため、事業の早期着手を妨げていることや、交付前着工の提出など事務量の増大を招いている。他の補助事業同様、速やかな交付決定が行われるべきである。 ○今年度の農山漁村地域整備交付金の交付決定は5月29日積雪期での工事を避けるためにも、可能な限り早期に事業着手したい。 ○当市としては、原則として交付決定を待って事業着手しているが、今後、早期発注が必要となる事業も見込まれることから、年度当初に交付決定がされることができれば、業務の効率化等につながるものと考えられる。 ○本県においても、交付決定の遅れで各事務所への事業費等の割当てが遅れることにより、予算の早期執行に支障が生じている。 ○事業の実施要綱・要領上では、交付決定前着工届けを提出することにより事業主体の責務で事業に着手する事が可能となっているが、事業主体によっては、国・県からの交付決定をまって事業に着手する地区もあり、事業の早期執行に支障を期待している。	

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
251	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業農村整備事業に係る補助金事務における大臣承認条件の緩和	「農地防災事業等補助金交付要綱」に係る軽微な変更について、「土地改良関係補助金交付要綱」と同様に改正してほしい。	国の補助事業により実施されている農業農村整備事業は、「農林畜水産業関係補助金等交付規則(以下、「交付規則」という。)」に基づき補助金が交付され、交付規則第3条に補助金交付の条件が附されており、具体的には第3条の1のイにより、農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除き補助事業等に要する経費の配分の変更等を行う場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないとされている。 本県においては、昨年度、「農地防災事業等補助金交付要綱」に基づく事業において、湧水・軟弱地盤など予期しない現場条件の変化等が原因で合計8回の変更承認申請を行った。 これらの変更承認に際して、国との協議に約1か月を要しており、承認が得られるまで事業を進めることができないため、効率的な事業実施が困難となった。 「土地改良事業関係補助金交付要綱」においては、平成29年3月31日付けの改正で、地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として扱われることになったが、「農地防災事業等補助金交付要綱」においては、同様の改正がなされていない。	国との協議や調整にかかる事務手続きが簡素化され、効率的な事業の実施が可能となる。	農林畜水産業関係補助金等交付規則 土地改良事業関係補助金交付要綱 農地防災事業等補助金交付要綱	農林水産省	千葉県		豊橋市、岡山市、島根県、沖縄県	○地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として取り扱われることとなると、国との協議や調整に係る時間が大幅に短縮され、効率的な事務の実施が可能となる。
277	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	農業集落排水処理施設で排水処理可能な業種の拡大	地方創生の実現に向け、地域資源を活用した6次産業化等を推進するため、農業集落排水処理施設で排水処理可能な業種について、排出量、排水の性状及び特性から合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無いと認められる場合は、畜産食料品製造業や酒類製造業等の排水を処理可能とすること。	【現状】 農業集落排水処理施設は、農村地域の家庭の生活排水を処理することを目的としているため、公共下水道処理施設に比べると小規模な汚水処理施設であり、受け入れられる汚水量に限りがある。 また、農業集落排水処理施設は、法的には一般家庭に設置された浄化槽と同じ位置付けであり、大型浄化槽として扱われるため、工場排水などの事業用排水を処理することはできない。しかし、平成12年3月31日の通知により、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食品、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い場合は処理可能となった。同通知では、処理が可能な業種は、順次追加する予定とされているが、その後追加されていない。 【支障事例】 多可町では獣害、特に鹿被害が農産物に占める割合が高く苦慮している。このような中、多可町では、狩猟や有害駆除により捕獲したシカや、山田錦、ラベンダー等の地域資源を活用した6次産業化を促進している。そのため、今後畜産食料品製造業や酒類製造業の立地や起業等が見込まれるが、農業集落排水処理施設しかない地区では、加工場等からの排水処理が課題となることが想定される。 ついでに、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な雑排水として扱っても特段支障の無い業種については農業集落排水処理施設での排水処理を認めていただきたい。	農業集落排水処理施設への畜産食料品製造業などの排水受け入れが可能となることにより農業集落排水処理地域等での企業立地や起業が期待され、地域活性化につながる。	・浄化槽法第2条第1項 ・「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日厚生省通知) ・「尿尿と合併して処理することができる雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日建設省通知)	農林水産省、国土交通省、環境省	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合		大崎市	○今後、同様の支障事例が発生することが考えられ、農業集落排水施設で排水処理を認めることで、企業立地や周辺地域への定住促進につながり、地域活性化を図ることができることから、制度の改正をしていただきたい。
283	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地開発公社が農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。	【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。 また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければ許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工事費も高額となってしまふ。そのため、公社への委託ができない状況である。 地方自治体等が農地を取得する際は許可が不要とされていることから、地方自治体等が土地開発公社へ農地の取得を委託した場合も、都道府県等と同様に許可を不要とすべきである。	土地開発公社によって道路、河川等の用地として取得できる土地の範囲が広がり、効率的な用地取得が可能となるとともに、土地所有者との合意から取得完了までの期間を短縮でき、円滑な事業執行に寄与できる。	・農地法第5条第1項第7 ・農地法施行規則第53条第5号	農林水産省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県		栃木県、熊本県、宮崎市	○熊本地震からの復旧復興のため、土地開発公社の活用を検討している市町村があるため、復旧復興の円滑化に寄与できる。 ○当市では、土地開発公社が市街化調整区域内の農地を先行取得する場合、土地開発公社経理基準要綱(土地開発公社の経理について(昭和54年12月19日自治政第136号)別添)第3条第8号により、市に所有権を取得させているのが通例である。しかし、昨年度にあった事例で、土地開発公社が市から委託を受けて農地を公園用地として先行取得し、次年度に市への買戻し費用を補助対象に充てるため担当省庁と調整した結果、市に直接所有権を取得させるのは、会計検査院から指摘を受ける可能性があるため認められないとの指導がなされた。そのため、やむをえず農地転用の手続きを行い、土地開発公社に所有権を取得させた。しかし、そこに至るまでには、雨水浸透阻害行為許可の申請や造成工事等に予定外の費用が発生し、また、農地法の許可に時間を要したことで用地買戻自体も遅延し、地権者に大変ご迷惑をかけることになった。 ○道路、河川等の公共事業に必要な土地の土地開発公社による先買いにおいて、依頼元である国や県との協議により、円滑な事業実施が図られるよう、本県土地開発公社は農地以外の土地を取得している。このため、公共用地の取得に際しての支障は生じていないが、提案の内容は土地開発公社の用地取得範囲を広げるとともに、土地開発公社が有する機動力を十分に発揮することで、より効果的な事業執行に土地開発公社としても寄与することになると考えられる。
294	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	市民農園を開設できる者の要件の緩和	法人格を持たない集落等の任意団体についても、市民農園の開設主体となれるようにしていただきたい。	現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。これらの市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)に農園を譲渡し、引き続き運営を行ってもらうことを考えている。 しかしながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付けの行為ができず、市民農園の開設主体とすることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落にとっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。	集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設主体となれることで、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。	市民農園整備促進法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	農林水産省、国土交通省	多可町		-	-

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
310	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、長期間相続登記がなされて、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和	公共事業に係る用地取得の際に、長期間相続登記がなされていないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のままで土地利用権を設定し、必要な施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人超いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会資本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣官房、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市		<p>福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋、田原市、滋賀県、鳥取県、広島県、熊本県、大分県、鹿児島市</p> <p>○本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と努力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2名体制で、相続関係図の作成(3～6ヶ月)、行方不明者の調査(3～6ヶ月)、法務局や家庭裁判所等関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共的利活用のための利用を可能とする新たな仕組みの構築を早急に行ってほしい。</p> <p>○本県においても同様の支障事例があり、時間的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸堤防の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみ49名共有地を取得する必要があった。現占有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴え提起前の和解の手続きを行うこととした。和解の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和解の申立を行い、和解調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中)</p> <p>○道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部のみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。</p> <p>○相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。</p> <p>○市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市緑辺部の農地等のうち、寺社や自治区所有の土地が権家や住民の共有持分になっていることがあり、何代にもわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治区等持ちの共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたり相続が未完了の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動化が進むと更にこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。</p> <p>○急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍謄本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地台帳に居住していた村までの記載を発見した。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれの人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住地付近の寺院の過去帳や地元の聞き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず。現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のため用地補償費は廉価であり、財産管理人制度を活用した場合、予算超過となることが明らかであり、早期の制度改正を要する。</p> <p>○河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。</p> <p>○道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員の共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地縁団体の設立および認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を活用することも検討しているが、事務的に負担が大きく、対応に苦慮している。</p> <p>○本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみで登記であり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・ 不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。 ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができないため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・ 所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。 <p>所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的利活用の円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。</p> <p>○都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改善が必要であると考え、これにより、内諾者と特分契約・登記が可能となり、後に収用裁決手続きへと進展した場合にも、内諾者を巻き込むことなく真に手続きが必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法258条に基づく分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものと考え、</p>	